

資 料 提 供	
平成 2 3 年 9 月 8 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (小 牧)
電 話	0857-26-7043

平成 2 3 年 9 月 定例 県議会 付議案

議案第 1 号 平成 2 3 年度 鳥取県 一般会計 補正 予算

議案第 2 号 同 鳥取県 県営 境港 水産 施設 事業 特別 会計 補正 予算

議案第 3 号 同 鳥取県 県営 病院 事業 会計 補正 予算

議案第 4 号 鳥取県 公文書 等の 管理 に関する 条例 の 設定 について (政策 法務 課)

県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、県民の知る権利に不可欠な知的資源である公文書等の管理に関する基本的事項を定めるものである。

(概 要)

条例制定の目的

- ・ 県民の知る権利を保障し、また、県民への説明責任を果たす上で、情報公開の対象となる公文書の適切な管理は極めて重要。
- ・ 文書事務はあらゆる事務事業に共通するものであり、その効率化は職員の負担軽減に多大な貢献をもたらすもの。

条例の内容

- ・ 公文書の作成から保存及び公文書館への引継ぎ又は廃棄に至る以下の統一的ルールを定める。
 - ア 公文書及び簿冊を系統的に分類し、整理し、及び保存する。
 - イ 簿冊の名称、保存期間等を記載した簿冊管理簿を作成し、公表する。
 - ウ 保存期間の満了した公文書のうち歴史資料として重要な公文書を公文書館へ引き継ぎ、一元管理する。
- ・ 公文書館における公文書等の一般利用を促進する以下の制度の整備を行う。
 - ア 公文書館に引き継がれた文書は原則一般利用することができる。
 - イ 利用請求に対する処分についての不服申立ては情報公開審議会で審議する。
 - ウ 公文書館が保存している文書を廃棄しようとする場合には県民から意見を聴取する。

[平成 24 年 4 月 1 日 施行 ほか]

議案第 5号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

産業振興に資するため、法人県民税法人税割について引き続き 5.8%の超過課税を実施するものである。（資本金等の額が1億円以下で、かつ法人税額が年1,000万円未満の法人に対して5.0%の不均一課税を併せて実施。）

（概要）

区 分		現 行	改正後
税率の特例期間 （期間内に終了する各事業年度に適用）		平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
特例期間 中の税率	中小法人等	5.0%	5.0%（変更なし）
	中小法人等以外の法人	5.8%	5.8%（変更なし）

[平成 24 年 4 月 1 日施行ほか]

議案第 6号 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

食品の安全性を確保し、県民の健康の保護を図るため、新たに生食用食肉を取り扱う施設の衛生管理に関する基準を定めるとともに、飲食店営業等の営業施設の基準のうち、衛生上支障がないものと認められるものについて緩和するものである。

（概要）

（1）生食用食肉を取り扱う施設の衛生管理に関する基準を次のとおり定める。

公衆衛生上講ずべき措置の基準（以下「措置基準」という。）

（生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管理）

- ・生食用食肉を取り扱う施設には、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。
- ・生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。
- ・生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。

（牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知）

- ・加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次の事項を施設内の見やすい場所に掲示すること。

ア 牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。

イ 子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。

公衆衛生の見地から必要な施設の基準（以下「施設基準」という。）

- ・他の設備と明確に区分された専用の処理台若しくは調理台及び設備並びに専用の消毒設備を設けること。
- ・牛の生食用食肉の加熱殺菌を行うための十分な能力を有する専用の設備を設けること。
- ・牛の生食用食肉を加熱殺菌後、冷却を行うために十分な能力を有する設備を設けること。

（2）牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、措置基準及び施設基準について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（3）二槽式以上の洗浄設備及び給湯器の設置基準を緩和するなど、飲食店営業等の施設基準のうち、衛生上支障がないと認められるものについて見直しを行う。

[平成 23 年 10 月 15 日施行]

議案第 7号 鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について（西部総合事務所）

平成 23 年度末に指定管理者による管理の期間が満了する鳥取県立大山駐車場について、次期の指定管理者の指定のため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間（現行 3年間）

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について（水産課）

漁獲物を選別することにより単価の向上と境港の利用促進を図るため、市場に魚体選別機を設置することに伴い、当該設備の利用について新たに使用料を徴収する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・魚体選別機 使用重量 1 キログラムにつき 3 円

[平成 23 年 12 月 1 日施行]

議案第 9号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課・医療政策課）

県内における看護職員の資質の向上と看護職員の確保を図るため、看護職員奨学金の貸付対象者に看護職員確保のための特別の入学枠（鳥取県看護職員養成枠）により鳥取大学に入学した者を加えることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について所要の改正を行うものである。

[平成 24 年 4 月 1 日施行]

議案第 10号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（住宅政策課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 302,935 円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：倉吉市内の県営住宅において、県が任命し、住宅管理に関する補助的業務を行っていた住宅管理人が、平成 23 年 1 月から同年 3 月までの間、入居者から集金した電気代、水道料金等を私的に使用し、和解の相手方に損害を与えたものである。

議案第 11号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（道路企画課）

和解の相手方：大山町 企業

和解の要旨：県は、工事代金相当額として損害賠償金 3,500,000 円を和解の相手方に支払う。

概要：平成 22 年度県道倉吉環状線法面工事（1 工区）（交付金交安）において、和解の相手方と平成 22 年 8 月に当初契約を、平成 23 年 3 月に変更契約を締結したが、工事代金に双方が合意した変更工事内容が盛り込まれておらず未払が発生したものである。

議案第12号 負担付きの寄附を受けることについて（新生公立大学設立準備室）

公立大学法人鳥取環境大学の設立のため県が出資することを条件として、学校法人鳥取環境大学から申込みがあった寄附を受けることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

寄附者：学校法人鳥取環境大学

寄附の内容：

所在地	種類	数量	摘要
鳥取市若葉台北一丁目1番	土地	175,319.42m ²	持分2分の1
	建物	26,608.64m ²	持分2分の1
鳥取市若葉台北二丁目95番	土地	344.47m ²	持分2分の1
	建物	141.55m ²	持分2分の1
鳥取市若葉台南四丁目2番2	土地	7,000.02m ²	持分2分の1
	建物	1,646.90m ²	持分2分の1

寄附の条件： 寄附財産を公立大学法人鳥取環境大学の設立のために県が出資すること
寄附の日は公立大学法人鳥取環境大学の設立の日とすること

議案第13号 財産を出資の目的とすることについて（新生公立大学設立準備室）

学校法人鳥取環境大学から寄附された財産を、公立大学法人鳥取環境大学の設立のため、財産を出資の目的とすることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

相手方：公立大学法人鳥取環境大学

出資の内容：

所在地	種類	数量	摘要
鳥取市若葉台北一丁目1番	土地	175,319.42m ²	持分2分の1
	建物	26,608.64m ²	持分2分の1
鳥取市若葉台北二丁目95番	土地	344.47m ²	持分2分の1
	建物	141.55m ²	持分2分の1
鳥取市若葉台南四丁目2番2	土地	7,000.02m ²	持分2分の1
	建物	1,646.90m ²	持分2分の1

財産の評価額： 土地 3,514,650,000円（持分2分の1）

建物 4,822,180,000円（持分2分の1）

議案第14号 新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置に関する協議について（新生公立大学設立準備室）

公立大学法人鳥取環境大学の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、又はこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図るため、新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置に関し協議することについて、地方自治法第252条の2第3項及び同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

協議会の名称

新生公立鳥取環境大学運営協議会

協議会を設置する団体

鳥取県及び鳥取市

協議会で担任する事務

- ・地方独立行政法人法における権限の行使に関する事務
理事長及び監事の任命、中期目標の作成、指示、公表、中期目標を達成するための計画の認可、変更命令、財務諸表の承認 等
- ・地方独立行政法人法において条例又は規則で定めるものとされている事項に関する事務
- ・設立団体の長への意見提出及び報告等の受理に関する事務 等

地方独立行政法人評価委員会

公立大学法人の業務の実績についての評価を行い、又は中期目標及び中期計画の設定等に関して、意見を聴取するため、評価委員会を設置する。

委員会の名称：公立大学法人鳥取環境大学評価委員会

定数：委員5人以内

選任方法：教育研究又は経営に関し識見を有する者のうちから、協議会で定めた者について会長が委嘱する。委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。

議案第15号 公立大学法人鳥取環境大学定款の制定について（新生公立大学設立準備室）

公立大学法人鳥取環境大学の定款について、地方独立行政法人法第7条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第16号 公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産を定める協議について（新生公立大学設立準備室）

公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産を定めることに関し協議することについて、地方独立行政法人法第90条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第17号 平成22年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第18号 平成22年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について(平成23年6月27日専決) (景観まちづくり課)

独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴い、条例中引用している用語の改正を行うものである。

[平成23年10月1日施行]

(2) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について(平成23年7月7日専決) (農地・水保全課)

土地改良法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年7月26日専決)(県土総務課)

和解の相手方：日吉津村 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金94,500円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成23年3月17日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(除雪車)を運転中、交差点を左折した際、左方道路の反対車線で停止中の和解の相手方所有の普通貨物自動車に排雪板が接触し、同車両が破損したものである。

(4) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について (平成23年7月28日専決)(税務課)

中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成23年8月2日施行]

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年8月2日専決) (警察本部会計課)

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金58,762円及び人身損害に対する損害賠償金50,880円を和解の相手方に支払う。(県過失2割)

事故の概要：平成22年9月8日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、左方道路から左折進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 3 年 8 月 2 日専決)

(警察本部会計課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 65,348 円 (県過失 4 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 12 月 13 日、米子警察署の職員が、公務のため軽特種自動車 (パトカー) を緊急自動車として運転中、徐行して交差点に進入した際、左方から進行してきた和解の相手方が運転する小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部改正について (平成 2 3 年 8 月 7 日専決)

(教育総務課、税務課)

スポーツ振興法が全部改正されたことに伴い、条例中引用している用語の改正等を行うものである。

[平成 23 年 8 月 24 日施行]

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 3 年 8 月 1 7 日専決)(農政課)

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 82,880 円を甲に、損害賠償金 578,720 円を乙に支払う。(県過失 10 割)

事故の概要：平成 23 年 6 月 30 日、東部総合事務所の職員が、公務のため、賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、小動物が出てきたため危険回避したところ、操作を誤って梨園に転落し、同車両が破損するとともに、和解の相手方甲所有の梨木及び梨棚を破損させたものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 3 年 8 月 1 7 日専決)(農政課)

和解の相手方：倉吉市

和解の要旨：県は、損害賠償金 104,807 円 (県過失 8 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 4 月 20 日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内において発進する際、右方から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成 2 3 年 8 月 2 2 日専決)(道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 22,838 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 5 月 10 日、鳥取市個人が、主要地方道倉吉川上青谷線を和解の相手方所有の軽乗用自動車で行く中、剥離した消雪施設 (消雪パイプ) のコンクリート塊が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年8月24日専決)(福祉保健課)

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 13,167 円(県過失 1 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 5 月 10 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で走行していたところ、前方から突然右折してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年8月24日専決)(農政課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 60,690 円(県過失 10 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 5 月 10 日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年8月24日専決)(県土総務課)

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 35,599 円(県過失 2 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 7 月 15 日、中部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車(道路作業車)を運転中、交差点に進入した際、右方道路から一時停止を怠り交差点に進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(14) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について(平成23年8月26日専決)

(住宅政策課)

相手方：県営住宅倉田団地ほか 1 団地 入居者 2 名 保証人 2 名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(15) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

(平成23年8月27日専決)(障がい福祉課)

障害者自立支援法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県税条例
- ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- ・鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県特別医療費助成条例

[障害者自立支援法の一部改正の施行の日施行ほか]

(16) 鳥取県中小企業高度化資金貸付金の担保権を実行するための未登記建物の所有権の確認に係る訴えの提起について(平成23年8月31日専決)(経済通商総室)

相手方：甲 日野町 個人
乙 日野町 個人

訴えの内容：鳥取県中小企業高度化資金貸付金に係る担保不動産である相手方甲所有の不動産に接続した未登記建物について、甲及び当該未登記建物の所有権を主張している相手方乙に対し、その所有権が甲にあることの確認を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。

(17) 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について(平成23年9月1日専決)(障がい福祉課)

障害者基本法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[障害者基本法の一部改正の施行の日施行ほか]

報告第 2号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について(産業振興総室)

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成22年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する評価について(産業振興総室)

地方独立行政法人法第29条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの第1期中期目標に係る事業報告書について報告するとともに、同法第30条第3項において準用する同法第28条第5項の規定に基づき、第1期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について報告する。

報告第 4号 法人の経営状況について

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター ほか20法人

報告第 5号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター ほか20法人

報告第 6号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 25件